

○南会津町地場産品展示販売施設条例

平成23年 3 月17日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地場産品の需要と販路を拡大し、地域内交流及び地域間連携の推進並びに地域産業の振興及び地域の活性化を図るため、地場産品展示販売施設（以下「展示販売施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 展示販売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町地場産品展示販売施設

位置 南会津町田島字宮本東41番地 1

(指定管理者による管理)

第 3 条 展示販売施設の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 農林水産物の展示販売に関する業務
- (2) 地域物産品その他の展示販売に関する業務
- (3) 地域の振興に資する紹介及び宣伝に関する業務
- (4) 展示販売施設の維持管理に関する業務
- (5) 展示販売施設の利用の許可に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

第 5 条 削除

(行為の制限)

第6条 展示販売施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。なお、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売をすること。
- (2) 広告物を掲示すること。
- (3) その他町長が必要と認める行為をすること。

2 町長は、展示販売施設の管理上必要と認めるときは、許可について条件を付することができる。

3 町長は、利用の目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をすることができない。

- (1) 展示販売施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 展示販売施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 展示販売施設の管理上支障があるとき。

4 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

5 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正により許可を受けたとき。
- (3) 許可の条件又は指示に従わないとき。
- (4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

6 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町長は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、展示販売施設への入館を拒否し、又は展示販売施設からの退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者

(2) 感染症の疾患を有する者

(3) 泥酔している者

(4) その他町長が管理上支障があると認める者

(利用料金)

第8条 利用者は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、利用料金を減免することができるものとする。

2 利用料金は、町長が指示する方法で納付しなければならない。

3 指定管理者に展示販売施設の管理を行わせる場合、利用料金は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。この場合において、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、展示販売施設の利用が終了したとき又は許可を取り消されたときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者及び入館者は、故意若しくは過失により展示販売施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(読替規定)

第11条 第3条の規定により指定管理者に展示販売施設の管理を行わせる場合における第6条、第7条、第8条(第3項を除く。)及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	利用料金
展示販売コーナー	売上代金の20%
情報交流コーナー(ポスター類)	掲示1枚1月あたり1,000円
屋外広場(移動テント1張り又は1張り相当敷地)	1日又は1回5,000円